

令和7年第5回本巣市議会臨時会議事日程（第1号）

令和7年10月10日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

本日の会議に付した事件

第1 仮議席の指定

第2 議長の選挙

（第1号の2）

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第7 発議第10号 議会だより編集特別委員会の設置について

追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任について

追加日程第9 もとす広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 議案第55号 本巣市監査委員の選任について

追加日程第11 議案第56号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について

追加日程第12 議案第57号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

追加日程第13 議案第58号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について

追加日程第14 議案第59号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第3号）について

（第1号の3）

追加日程第1 閉会中の継続審査申出書について

出席議員（16名）

1番 坂下 裕久

2番 堀田 靖則

3番 翠 昭博

4番 高橋 知子

5番瀬川 照司

6番 飯尾 龍也

7番 片岡 孝一

8番 高橋 時男

9番 澤村 均

10番 高橋 勇樹

11番 今枝 和子

12番 高田 浩視

13番 河 村 志 信

15番 白 井 悅 子

14番 鐸 本 規 之

16番 大 西 德三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	林 晃 弘	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千 恵 子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	大 久 保 守 康	議 会 書 記	大 西 貞 充
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

○議会事務局長（大久保守康君）

本臨時会は、市議会議員選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。本日の出席の議員のうち、臼井悦子議員が年長の議員ですので、御紹介申し上げます。

臼井議員、議長席に御着席願います。

〔臨時議長 議長席に着席〕

○臨時議長（臼井悦子君）

ただいま紹介されました臼井悦子です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いします。

開会の宣告

○臨時議長（臼井悦子君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

ただいまから令和7年第5回本巣市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、本巣市議会会議規則第10条第2項により開議の宣告前または散会、延会、中止もしくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができないこととされておりますので、御注意願います。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（臼井悦子君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（臼井悦子君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は16人です。

立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に仮議席番号1番 坂下裕久議員、2番 堀田靖則

議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、仮議席番号1番の議員から順次投票願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

選挙の結果を報告します。

投票総数16票のうち有効投票数16票、無効投票ゼロ。

有効投票中、今枝和子議員11票、鍔本規之議員4票、臼井悦子議員1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、今枝和子議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま議長に当選された今枝和子議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

今枝和子議員は登壇し、御挨拶をお願いします。

○新議長（今枝和子君）

ただいま皆様から御推挙いただき、大任であります議長という職を拝命させていただきました。

皆様から御支援いただきましたことを心より感謝申し上げます。また、それと同時に職責の重大さ

を痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいです。

私は、歴代の議長さんよりはるかに力量不足であり、至らぬ点がたくさんございますが、皆様のお力添えをいただきながら職務全うに向けて精いっぱい全力で努めてまいります。どうか市長さんはじめ執行部の皆様方、また議員の皆様方には御協力と御指導を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○臨時議長（臼井悦子君）

これで私の職務は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

新議長 今枝和子議員、議長席へお願いします。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（今枝和子君）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午前9時15分 休憩

午前9時17分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

追加日程第1 議席の指定

○議長（今枝和子君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

議席は、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（今枝和子君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員に、会議規則第81条の規定により、議席番号1番 坂下裕久議員と2番 堀田靖則議員を指名いたします。

追加日程第3 会期の決定

○議長（今枝和子君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。

追加日程第4 副議長の選挙

○議長（今枝和子君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉じます。

[議場閉鎖]

ただいまの出席議員数は16人です。

立会人を指名いたします。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に議席番号3番 翠昭博議員、4番 高橋知子議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名とします。

投票用紙に被選挙人の氏名のみ記載してください。

[投票用紙配付]

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、議席番号1番の議員から順次投票願います。

[投票]

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

ただいまより開票を行います。

立会人は、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

選挙の結果を報告します。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、高橋勇樹議員11票、高橋知子議員3票、飯尾龍也議員1票、臼井悦子議員1票。

以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票です。したがって、高橋勇樹議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選された高橋勇樹議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

高橋勇樹議員は登壇し、御挨拶をお願いいたします。

○新副議長（高橋勇樹君）

ただいま当選の告知をいただきました高橋勇樹でございます。

初めてのことですので、何分分からないこともあるかと思いますが、議長をお支えしつつ、他の市町村ですとか、そういった議会ともつながりを持っていき、この本巣市議会を前へと進めていきたいと思っております。

そういうことで、簡単ではございますが御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（今枝和子君）

議事の都合により暫時休憩といたします。

午前9時29分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

○議長（今枝和子君）

日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名をいたします。

予算決算委員会に、大西徳三郎議員、臼井悦子議員、鍔本規之議員、河村志信議員、高田浩視議員、高橋勇樹議員、澤村均議員、高橋時男議員、片岡孝一議員、飯尾龍也議員、瀬川照司議員、高橋知子議員、翠昭博議員、堀田靖則議員、坂下裕久議員、以上の15名を、総務建設委員会に、臼井

悦子議員、鍔本規之議員、私、今枝和子、澤村均議員、片岡孝一議員、飯尾龍也議員、翠昭博議員、堀田靖則議員、以上の8名を、文教福祉委員会に、大西徳三郎議員、河村志信議員、高田浩視議員、高橋勇樹議員、高橋時男議員、瀬川照司議員、高橋知子議員、坂下裕久議員、以上の8名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより常任委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

予算決算委員会は全員協議会室において開催します。

予算決算委員会の互選終了後、総務建設委員会は第1委員会室、文教福祉委員会は第2委員会室において開催いたします。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは暫時休憩いたします。

午前11時34分 休憩

午後0時01分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員、副委員長 澤村均議員、総務建設委員会委員長 澤村均議員、副委員長 片岡孝一議員、文教福祉委員会委員長 河村志信議員、副委員長 高橋知子議員、以上のとおりです。

暫時休憩します。

午後0時03分 休憩

午後2時14分 再開

○議長（今枝和子君）

それでは、再開をいたします。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長（今枝和子君）

日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

私から指名をいたします。臼井悦子議員、鐸本規之議員、高田浩視議員、澤村均議員、高橋時男議員、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。

議会運営委員会委員は第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは暫時休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時26分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会運営委員会委員長　臼井悦子議員、副委員長　高田浩視議員、以上のとおりです。

追加日程第7　発議第10号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第7、発議第10号　議会だより編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

発議第10号について、提出者に説明を求めます。

8番　高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

それでは、私より提案理由とその内容について御説明をさせていただきます。

本市議会活動の状況を広く市民に報道し、議会に対する理解と認識を深め、かつ市政進展に寄与するため特別委員会を設置しようとするもので、本巣市議会委員会条例第6条第1項の規定により発案するものであります。

その内容についてでございますが、議会だより編集特別委員会の設置について。

1. 本議会に議会だより編集特別委員会を設置し、委員5人をもって構成する。

2. 議会は、議会だより編集特別委員会に対し、次の事項を付託する。

（1）議会だよりの発行についての調査、研究に関する事。

3. 議会だより編集特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査終了

まで継続して、調査、研究を行うものとする。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鍔本議員。

○14番（鍔本規之君）

提出者にお伺いをするわけであります。

過去において、過去の委員会の中において、この議会、また一般質問、そして委員会等をライブ配信等々で行うということが決定をされています。そのことが決定されたことにおいて、議会だよりを改めてあえて作る必要はないのではないかというような意見もありましたけれども、そのことについて提案者としてどのように思っておられるか、答弁をお願いいたします。

○8番（高橋時男君）

確かに今審議されており、インターネット等を、C C N e t 等を使って放映するというような審議もされておりますけれども、決して全員の方がそういう環境にあるわけではなく、やはり視覚で訴えるこの議会だよりというのも継続して発行していくべきではないかということで提案をさせていただいたものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鍔本議員。

○14番（鍔本規之君）

ということは、議会だより特別委員会はつくって、議会だよりを発行する。それはそれとして、ライブ配信等々については議会で行われたとおり、その方向に向かって進めていくというふうに解釈してよろしいですか。

○8番（高橋時男君）

私が今発議をさせていただきましたのは、あくまでこの議会だより特別編集委員会の設置についてでございまして、ライブ配信等のことにつきましては、またそれはそれで別の皆さんの御意見もございますので、それを踏まえて進めていくというふうに私としては思っております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮ります。ただいま議題となっております発議第10号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第10号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、発議第10号 議会だより編集特別委員会の設置については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加日程第8 議会だより編集特別委員会委員の選任について

○議長（今枝和子君）

日程第8、議会だより編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会だより編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私から指名をいたします。高橋勇樹議員、瀬川照司議員、高橋知子議員、翠昭博議員、坂下裕久議員、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会だより編集特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定をいたしました。

これより議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思います。議会だより編集特別委員会は第1会派室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の規定により、委員長が互選されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは暫時休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（今枝和子君）

それでは、再開をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議会だより編集特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会だより編集特別委員会委員長 高橋知子議員、副委員長 高橋勇樹議員、以上のとおりです。

追加日程第9 もとす広域連合議会議員の選挙

○議長（今枝和子君）

日程第9、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法については、議長が指名することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員に、鍔本規之議員、飯尾龍也議員、高橋知子議員、翠昭博議員、堀田靖則議員、以上5名を指名いたします。

お諮りします。ただいま私が指名した方を、もとす広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した5名の方がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

ただいま、もとす広域連合議会議員に当選された方が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後2時42分 休憩

午後2時43分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第10 議案第55号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第10、議案第55号 本巣市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、高橋時男議員の退場を求めます。

[8番 高橋時男君 退場]

市長に提案理由と説明を求めます。

市長、お願ひします。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第55号 本巣市監査委員の選任についてでございます。

議員のうちから選任する監査委員につきまして、議員の任期が令和7年9月30日に満了し、現在欠員となっていることから、新たに高橋時男氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。どうかしっかりと御審議いただき、御同意いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鍔本議員。

○14番（鍔本規之君）

何を基準に高橋時男議員を推薦されたのか、その理由についてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいまの質疑の答弁を市長に求めます。

○市長（藤原 勉君）

それでは、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

今回の議員の監査委員の選任のほうでございますけれども、これは議会のほうから、皆さん方から推挙されて、そして私の方に提案の依頼があったということで、私の方から議会選出の委員ということで今回提案させていただいたものでございますので、中身は議会の皆さん方が御推挙いただいたおるということありますので、議員の皆さん方でまたその辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鍔本議員。

○14番（鍔本規之君）

過去において監査委員が推薦された。そのときに、推薦されたけれども議会のほうから反対があって、その人事案件が駄目になったと。そのときは、少しルール的なことを言うと、少し間違っていたルールの中から選考されて、またそれを継続して、前任者がやめるということを届けを出して、それが承認されてから新たな監査委員としてなったわけであります。それを、また議会のほうで市

長の提案という形で提案をされて、そして結果としては否決された。その後に、また監査委員を新たに選出するときに、否決された議員というのは、監査委員を否決された人は日本中で一人もない。ただ一人という不名誉な観察がついてしまったので、その名誉を回復するために、どのような理由で、先ほど言ったとおりの答弁をお願いしたところ、その当時の市長さんは、適材適所で優秀な人ですので提案をさせていただきましたという答弁をいただいた記憶をしておるわけあります。その答弁がいただけたと思って質問したわけありましたけれども、残念でございました。以上、終わり。

○議長（今枝和子君）

これで質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本巣市監査委員に高橋時男議員を選任することについて、同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第55号 本巣市監査委員の選任については、本巣市監査委員に高橋時男議員を選任することについて同意することに決定をいたしました。

高橋時男議員の入場を許可します。

〔8番 高橋時男君 入場〕

高橋時男議員に申し上げます。

高橋時男議員が本巣市監査委員に選任をされました。

追加日程第11 議案第56号から追加日程第13 議案第58号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第11、議案第56号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてから日程第13、議案第58号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず初めに、議案第56号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてでございます。

岐阜県市町村会館組合を解散するに当たり、同組合の規約に事務の承継について地方自治法施行令第218条の2の規定による特別の定めを追加するため、関係地方公共団体の協議により、これを定めるものでございます。

次に、議案第57号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてでございます。

岐阜県市町村会館組合の解散及び解散に伴う財産処分、当該組合において現に共同処理する事務の承継並びに解散に伴う打切り決算の審査及び認定等について関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第58号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてでございます。

岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退することに伴い、規約を変更するものでございます。

以上、詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第56号から議案第58号までの補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、議案第56号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてと、関連いたします議案第57号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について、補足説明のほうをさせていただきます。

恐れ入りますが、まず議案の概要の1ページの岐阜県市町村会館組合規約新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

今般、岐阜県市町村会館組合を解散するに当たりまして、一部事務組合でございます当該組合の規約に「組合の解散に伴う事務の承継にあっては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。」といった旨の特別の定めを追加するものでございます。

次に、議案の4ページ、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議書に代わる同意書をお開きいただきたいと思います。

地方自治法第288条の規定による解散協議につきましては、解散の期日をはじめ、解散に伴う財産処分、事務の承継等、協議に代わる同意書に従い、この解散手続を行うものでございます。

続きまして、議案の6ページのほうをお開きいただきたいと思います。

議案第58号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてになります。

岐阜県市町村会館組合が解散し、これまでの岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退する旨、岐阜県市町村職員退職手当組合規約を変更するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

議案第56号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鎧本議員。

○14番（鎧本規之君）

関連することですので、お伺いいたします。

今の説明の中になりましたけれども、組合員となる団体が、数が減ったというような説明があつたわけありますけれども、どの程度の数が減少されたのか、分かる範疇内で結構ですので答弁をお願いします。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今回、岐阜県市町村会館組合が解散をすることになりましたので、1つの一部事務組合が減少するということになります。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鎧本議員。

○14番（鎧本規之君）

数が減ったから、組織を、2つを1つにするというふうに解釈できるわけですが、数がどの程度減ったのかということの、減ったから2つを1つにするというような答弁がなかったように思うわけありますけれども、それはそれでよしとして、2つを1つにすることにして、本巣市として何か不利益になるようなことはあるのか否か、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

それでは、お答えさせていただきたいと思います。

今回の解散につきまして、本市が特段負担が増えるといったものはございません。今回は、あく

まで事務負担の軽減をするためという趣旨の解散でございますので、本市にとって特別ございません。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鎧本議員。

○14番（鎧本規之君）

ということは、2つのものを1つにして、新しい名前というのでもないにしても、2つを1つにして、業務については何ら変更がないというふうに解釈してよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

企画部長。

○企画部長（林 玲一君）

そのとおりでございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第56号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第57号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第58号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第58号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（今枝和子君）

日程第14、議案第59号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

藤原市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第59号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,276万6,000円を追加するものでございます。

歳入といたしましては、定額減税補足給付金給付事業における不足額給付分に対する補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。

また、歳出といたしましては、定額減税補足給付金の不足額給付に伴う定額減税補足給付金等の増額でございます。

詳細につきましては、副市長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第59号の補足説明を副市長に求めます。

副市長。

○副市長（谷口博文君）

それでは、議案第59号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第3号）につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、議案のつづりの7ページの次のページにございます一般会計補正予算書（第3号）の1ページをお開き願います。

今回の補正予算は、定額減税補足給付金の不足額給付分につきまして、7月1日時点の課税情報による精査及び本市転入者に対する前年度定額減税補足給付金の支給状況に係る対象自治体への確認作業がおおむね終了したことに伴い、必要となる予算を計上させていただくもので、歳入歳出それぞれ3,276万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ210億5,813万1,000円とするものでございます。

6ページを御覧ください。

歳入の事項別明細書でございますが、国庫支出金、国庫補助金の7目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,276万6,000円につきましては、先ほど説明させていただきました定額減税補足給付金給付事業に対する交付金で、補助率は10分の10でございます。

次に、7ページを御覧ください。

歳出の事項別明細書でございます。

民生費、社会福祉費の10目低所得者支援及び定額減税補足給付金給付費3,276万6,000円につきま

しては、定額減税補足給付金の不足額給付に係る事務費といたしまして、事務に携わる職員の時間外勤務手当57万6,000円、確認書、申請書等送付のための通信運搬費16万6,000円、指定口座への口座振替手数料12万6,000円、定額減税補足給付金といたしまして、対象人数613人の増を見込み、3,189万8,000円を増額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鎧本議員。

○14番（鎧本規之君）

この案件についての補正予算が組まれているわけでありますけれども、この補正予算については6月議会で一遍予算を認めているわけであります。それが、また補正予算のほうに計上されている。また、その説明の中で、おおむねメンバーは配付する人が決定をしたと、おおむねというような説明があったわけであります。

その中でお伺いするわけでありますけれども、今回補正予算が組まれた経緯、本来なら6月議会で決定しているものが、あえて人数が違っていたというような説明の中において、このように増えたことと、もう一つは、決定ではなくておおむねというような説明がありました。そのことについて、おおむねとは、まだ決定をしていないけれども、配付をした後で人数が確定して、金額が決定した後に改めてまた提示をさせていただくというようなふうの解釈でよろしいのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 晃弘君）

失礼いたします。

まず、今回の補正予算に至った経緯といたしましては、私ども6月補正の時点で対象者等、あと金額等も精査しながら進めてまいりました。ただ、その中でやはり確認不足というものがございまして、今回、本来給付すべき金額との乖離が生じました。ということで、今回議員の皆様には追加ということで、改めて補正予算をお願いさせていただくものでございます。よろしくお願ひいたします。

2点目のほうの今後のこととございますが、今回補正予算を上げさせていただいたところが、まずは必要額としてこちらの行政として算定させていただきまして、それについては、6月議会でお認めいただきましたシステム改修等をしながら精査して金額を定めさせていただきました。そうした中において不足額が生じ、今回1億3,000万ほどの給付額ということで補正予算合計額、お願いさせていただくこととなります。最終的に申請者の方、きちんと申請をいただいて給付ができる

ば、その分をきちんと国の方に報告させていただいて、もらいつぱぐれのないように、きちんと国のお金で運営するように対応させていただきたいと考えております。

今後も、こういった予算を計上させていただいたというところで御迷惑をおかけしたところではございますが、最終的にはきちんと市民の皆さんに給付金が届いて、また市の方の一般財源を使うことなく、この給付金の事業を完成させるよう頑張ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鎧本議員。

○14番（鎧本規之君）

これは6月の議会で決定したことであり、当てにしていた人もおられるだろうと思っていますので、一刻も早く、少しでも早く配付のできることをお願いしておきます。答弁は結構であります。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第59号 令和7年度本巣市一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時11分 休憩

午後3時14分 再開

○議長（今枝和子君）

再開します。

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付のとおり、議会運営委員長から閉会中の継続審査申出書の提出がありました。

お諮りします。ここで閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査申出書についてを日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1　閉会中の継続審査申出書について

○議長（今枝和子君）

追加日程第1、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中に審査する必要があるので、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査としたい旨の申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本臨時会に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第5回本巣市議会臨時会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午後3時15分　閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長　臼井悦子

議長　今枝和子

署名議員　坂下裕久

署名議員　堀田靖則